

町田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(町田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 町田市職員の定年等に関する条例（昭和59年9月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市ボートレース事業組合及び東京たま広域資源循環組合</u>をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市競艇事業組合及びたま広域資源循環組合</u>をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 略</p>

(町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市ボートレース事業組合及び東京たま広域資源循環組合</u>をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者の</p>	<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市競艇事業組合及びたま広域資源循環組合</u>をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65</p>

うち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2・3 略

第6条・第7条 略

年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2・3 略

第6条・第7条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。